

5 「小中高一貫教育推進本部会議」設置要領

1 目 的

宇久、奈留、小値賀地区に導入している「小中高一貫教育」を円滑に推進するため「小中高一貫教育推進本部会議」（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

2 業 務

推進本部会議は、小中高一貫教育に関し、県及び関係市町の共通意思形成と連携を図り、事業の円滑な推進を目指す。

3 組 織

推進本部会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 県教育庁関係課（室）長（県立学校改革推進室長、義務教育課長、高校教育課長）
- (2) 佐世保市教育委員会担当者
- (3) 五島市教育委員会担当者
- (4) 小値賀町教育委員会担当者
- (5) 関係市町立小・中学校校長
(同一地区に同一校種が複数校ある場合は、その代表者とする。)
- (6) 関係県立高等学校校長

4 議長の職務

- (1) 推進本部会議の議長は、県立学校改革推進室長がこれを務める。
- (2) 議長は、推進本部会議の会務を総理し、推進本部会議を代表する。
- (3) 議長は、必要に応じて推進本部会議に他の見識者等の出席を求めることができる。
- (4) 議長に事故あるときは、議長の指名するものがその職務を代行する。

5 庶 務

推進本部会議の庶務は、県教育庁総務課県立学校改革推進室において処理する。

6 そ の 他

この要領に定めるもののほか、推進本部会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

一部改正 平成24年4月1日

一部改正 平成29年4月1日